各論その1

「1000 万連合」に向けた組織拡大・強化の着実な実践と 連帯活動の推進による、社会的影響力ある労働運動の展開

1. すべての職場・地域での集団的労使関係の構築と体制づくり

(1) 労働運動が果たす社会的役割・責任はますます大きくなっていることから、すべての職場に「集団的労使関係」(注)を構築することが社会的インフラとの認識に立ち、職域および地域において組織化と、組織拡大・強化を最優先課題として取り組む。

このため、連合岩手、構成組織、地域協議会が一体となり、パート、有期契約、請負、派遣労働者、中小・地場労働者が連帯し、労働組合づくり運動を推進する。

- (2) 構成組織は組織拡大体制を強化し、同業種未組織企業・未加盟組合の組織化をすすめるとともに、単組・企業連が取り組む系列・関連会社の労働組合づくりに積極的に取り組むとともに、直接雇用非正規労働者の組織化を進め、組合員範囲の労働協約の改定などを通じて組織拡大に取り組む。
- (3) 連合岩手は、組織拡大、組合づくりを進めるため、昨年策定した「拡大行動計画」に基づき、具体的な組織化ターゲットに対し具体的な行動を起こすとともに、引き続き未組織企業の情報収集と活用により、連合本部、構成組織、連合岩手、地域協議会が一体となり取り組みを進める。
- (4) 組織拡大に資する人材育成や交流をはかるため、連合本部や連合東北ブロック が開催する「オルガナイザー研修」等に、構成組織、地域協議会から積極的な参 加を促す。
- (5) 構成組織の事情により、岩手に現存し連合岩手に加盟していない組織へのアプローチと加入促進の条件整備を連合本部と連携し取り組む。
- (6) 「なんでも労働相談」から発生する労働問題への対応をはかるとともに、組織 強化アドバイザーとの連携による組織拡大に取り組む。また、集中労働相談など における構成組織の参加など組織強化を意識した取り組みを展開する。
- (7) 「なんでも労働相談」からの組合結成に対応するため、連合本部の「アドバイザー全国交流研修会」等の研修へ積極的な参加をし、アドバイザー育成に取り組む。
- (8) 「生涯組合員構想」の具体的な展開をはかるため、構成組織、退職者連合、労働福祉団体等と連携し、退職者や年金生活者を対象とした組織化プランを策定する。

2. 地域に根ざした顔の見える「連合運動」の展開

(1) 地域に根ざした顔の見える「連合運動」を推進するため、構成組織の指導・協力により、傘下の各単組・支部等が各地域協議会への積極的な活動参加を推進し、地域運動の強化をはかる。

- (2) 8 地協体制での運動の総括を踏まえ、更なる運動の前進を推進しつつ、労働者の生活向上に向け、これまで以上に地域に根ざした活動を展開する。具体的には①組織拡大②中小・地場組合支援③政策提言④政治活動等について優先的に取り組む項目として推進する。
- (3) 中小・地場の事業所で働く労働者の労働相談や組合づくりの支援をおこなう。 また、より職場に近い場所で対応をはかるため、個人加盟できるフレンズユニオンの体制強化をはかり問題解決に向けた交渉支援と地域の労働者の拠り所機能を高める。
- (4) 地域で働き、生活をおくる勤労者や市民の暮らしを地域でサポートするため、 労働福祉団体やNPOなどと連携しつつ、地域での労働者自主福祉運動の柱である「ライフサポートセンター」の取り組みを推進する。

3. 組織強化の取り組み

- (1) 連合岩手は、構成組織や地域協議会が抱える様々な課題の解決に向けた支援を通じ、連合岩手全体の組織力の強化をはかる。そのため、健全かつ効果的な財政運営を行う。
- (2) 連合岩手の活動や各種情報の発信を強化するため、連合本部の取り組みに合わせ、その仕組み作りを検討する。
- (3) 構成組織は、部門連絡会への参加を通じて①春季生活闘争での情報交換と共闘づくり、②産業政策の確立と実現、③未組織の組織化と合わせ、未加盟の連合加盟の促進など、その機能強化に取り組む。

4. 人材育成と労働教育の強化

- (1) 労働教育の全社会的領域での推進の一環として、連合本部と連携し、働く価値 と働く者の権利などについて学校教育へ普及させる観点 から、高校などにおい て寄付講座等の労働教育に積極的に取り組む。
- (2) 次代を担う労働組合のリーダー育成に向け、構成組織との連携により青年委員会の活動活性化に向けた企画・実践への支援を強化する。
- (3) 連合本部が策定した教育活動指針に基づき、社会に向けた労働教育の推進として「ワークルール検定」への積極的な参加や、更なる「寄付講座」の拡大、等を 推進する。

5. 青年(男女)活動の推進

- (1) 構成組織との連携により、青年(男女)組合員の連合運動への参画意識を高め、 組織強化につなげるための各種行事の開催や各種学習・交流活動を通じ、青年(男女)組合員の労働活動への参加促進をはかる。
- (2) 青年層に関わりの深い課題については、「青年委員会」「女性委員会」を中心に、青年(男女)組合員の意見をあらゆる機会を通じ、連合運動に反映させる。ま

た、青年活動へ更なる女性の参画を進め、青年男女による青年活動を推進する。

6. 平和運動の推進

- (1) 連合岩手は、世界平和の実現に向け、連合本部方針に連動した平和運動を基軸 とし、6月~9月を平和行動月間と位置づけ「平和行動 in 沖縄(6月)」、「平和行動 in 広島、in 長崎(8月)」、「平和行動 in 根室(9月)」に取り組む。
- (2) また、新たな運動課題が生じた場合は、連合本部との連携ならびに構成組織と協議により、行動を展開する。

7. 連帯活動の強化

- (1) 東日本大震災で被災した地域の復興・再生に向け、被災地の地域協議会と継続した連携のもと、被災地支援に資する取り組みを継続する。
- (2) 「連合・愛のカンパ」の取り組みとともに、NGO・NPO団体との連携を強める。特に、「愛のカンパ」助成団体との連携を強め、地域での社会貢献活動に取り組む。また、災害発生時への緊急対応、被災者救援など災害対策支援をおこなう。
- (3) 連合の政策・制度の実現のため、特に国民的な課題について、労福協、労金、全労済など志を同じくする様々な組織・団体と連携・連帯しつつ社会運動を喚起し、取り組みを進める。

(注)集団的労使関係

従業員を個人ではなく1つの集団とみなし、企業と対等な関係を構築する考え方。労働者は労働組合を組織することで、従業員に対して圧倒的に立場が強い企業と、対等の取引ができる。労働基本法はこれを労働組合を結成する「団結権」、団体として経営側と交渉する「団体交渉権」、要求実現のための手段としてストライキを行なう「争議権」の3つによって保障している。だが近年、労働組合が有効に機能している企業は減少し、組合組織率はすでに2割を切っている。